

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」 —その足跡と課題—

和歌山県文化遺産課

課長補佐兼世界遺産班長

小田誠太郎



はじめに

文化遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」は、2004年7月7日、第28回世界遺産委員会蘇州会議において「世界遺産一覧表」に記載された。2001年4月に「暫定リスト」に載せられてから僅かに足かけ4年のことであり、資産内容からしても異例の早さと言える。

登録の範囲は和歌山、奈良、三重の三県にまたがり、資産構成が複雑多様なうえ、当時はまだ周知されていなかった「文化的景観」を「顕著な普遍的価値（OUV）」の柱とすることなど、条件だけからすれば登録できたことが奇跡のようにも思われるが、石見銀山と平泉、金沢、そして「四国遍路」に関しては、高知と西条に講師として呼ばれた責任？もあるので、これまでの足取りと、将来を展望しての課題等について、解説することにする。

1 世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」の概要

「構成資産目録」に示したように、世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」には、国宝4件、重要文化財23件の建造物をはじめ、史跡7件、史跡・名勝1件、名勝1件、名勝・天然記念物1件、天然記念物4件、合計41件にのぼる多種多様な文化財が含まれている。また、和歌山・奈良・三重の三県にまたがる資産（コア・ゾーン）の面積は495.3haと広大で、緩衝地帯（バッファゾーン）11,370haを合わせると11,865.3haに及び、川筋や海岸

線をも含む参詣道の総延長も307.6kmに達している。

紀伊山地にこのように数多くの文化財が遺された根本的原因は、大和から見て太陽が昇る南方に位置し、険阻な山岳地帯であったため、有史以前から神々が籠る特別な地域と見做され、神道、仏教（顯教・密教）、修驗道の「聖地」が誕生したことにある。

さらに、それらの聖地は、平安時代中期に至って「末法思想」や「神仏習合」が進展するにつれて、自然に宿る神仏に直接祈願を果たすことができる限られた場所としての重要性を増し、それに応じて、宗教施設と教団組織を兼備し、修驗道、神道、真言密教の本山、總社をそれぞれ核とする「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三大靈場へと拡大発展した。また、三靈場に至り、相互に結ぶ三系統の参詣道「大峯奥駈道」、「熊野参詣道」、「高野山町石道」も形成・整備されて、社会風習となつた「御獄詣」、「熊野詣」、「高野詣」の目的地として、都をはじめ地方からも夥しい信仰者が訪れる所となった。

すなわち、こうした歴史的経緯を辿って、紀伊山地の各靈場は名実ともに日本を代表する山岳靈場となり、その影響は都を始め全国に及んで、日本人の精神的・文化的な側面における発展と交流そのものに、極めて重要な役割を果たすに至った。

ちなみに、日本の各地には、神道や仏教、特に修驗道の山岳靈場も数多い。しかし、ユネスコが世界遺産の資

格として求めることは、推薦国内あるいは複数国にもまたがる文化圏において比類のない存在であることで、推薦書にも記されているように「紀伊山地の靈場と参詣道」に匹敵するものは他にない。

周知のように、ユネスコの諮問機関の一つである ICOMOS（国際記念物遺跡会議）の推薦によって世界文化遺産の登録可否は大きく左右されるが、「紀伊山地の靈場と参詣道」が既に推薦された段階で、何を根拠にしてか「登録は危ない」という情報がもたらされたことがある。しかし、仏教美術を専門とする小生は、神道（熊野信仰）、修驗道、真言密教（弘法大師信仰）の存在の大きさと、紀伊山地の三靈場がまぎれもなくその「核心」であることを認識しており、場合によっては三靈場それぞれの単独登録もあり得ると、心密かに考えていた。また、「紀伊山地の靈場と参詣道」の登録が万一かなわなかったら、日本からは一体何を推薦できるのだろう、と思つてもいた。そのためか、第28回世界遺産委員会蘇州会議の会場で、登録決定の瞬間を目の当たりにした時も、マスコミに報道されたような過剰反応は、全く示すことがなかったのである。

2 世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」登録の経過

「紀伊山地の靈場と参詣道」の世界遺産登録に関して、最初に公式に意思表示がなされたのは1999年9月の和歌山県議会における知事発言で、それに基づき2000年4月に県教育委員会文化財課分室として世界遺産登録推進室が開室した。当初は和歌山県域に所在する「熊野三山」と「高野山」を参詣道で結ぶという、今から思えば幼稚な構想でスタートしたが、二靈場の隆盛に比べて参詣道の通行量が心許ないという歴史的事実があり、また、二靈場を関連づけるには修驗道の「吉野・大峯」に言及しないわけにいかないという「完全性」確保上の矛盾を解消することができず、筋が通った推薦書案ができる見通しが立たなかつた。しかし、知事の病気辞職のすぐ後に、「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三靈場を道で繋ぎ、山岳信仰に関連する文化的景観を資産価値の柱とする構想が文化庁から示され、理論構築上の不安は一挙

に払拭された。

その反面、増えた課題もあり、構成資産の増加への対応や、三県連携が円滑に行えるかどうかが懸念された。特に、基本的な問題は、文化財保護行政の経験はあっても世界遺産登録の実務に長けた担当者がいないということで、それは既に世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」と「古都奈良の文化財」を有する奈良県も例外ではなかつた。というよりも、世界遺産に関する情報そのものが今日とは比較にならないほど少なく、予備知識を得ようにもその方法が、限られていたのである。

次に、構成資産の増加が「顕著な普遍的価値」に関連することは当然であるが、直接的には「完全性」を保障する「構成資産目録」の増補改訂が求められた。添付の目録は結果として世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」に含まれることになった資産の目録であるが、準備段階ではさらに多くの文化財をリストアップした。

それに関連して、参詣道の多くのように、リストには入れたがその時点で実は全くの未指定という物件があり、表中に☆印で示したが、それらの指定申請作業を推薦書本文の作成と平行して進めざるを得ず、結局、指定の官報告示が出たのは推薦書提出の直前ということになった。

ただし、そのような風にしてでも資産目録に載せることができたものはよしとして、保護規制の強化による宗教活動の制限を嫌つた社寺、何故か世界遺産登録に消極的な町、そして森林伐採の規制を怖れた所有者等が、文化財指定の同意を拒否したことは想定外で、漏れ落ちた資産については推薦書本文に将来指定保護が必要である旨の断り書きを入れるにとどまった。

さらに、山岳信仰に関連する文化的景観を特長とする「紀伊山地の靈場と参詣道」では、バッファゾーンの保護はとりわけ重要で、森林の伐採や工作物の設置等を行う場合に事前に許可を得ることを義務づけた「歴史的景観保護条例」の制定が必要とされ、構成資産が所在する市町村議会の議決を、当然ながら推薦書提出までに済ませなければならなかつた。ちなみに、参詣道におけるバッファゾーンの幅は、道の左右両側50mの範囲としたが、この数字はスペインの世界遺産「サンチアゴ・デ・コン

ポステーラへの巡礼路」の推薦書をパリの世界遺産センターで閲覧するなどして定めたものである。

一方、組織の面では、「紀伊山地の靈場と参詣道」の世界遺産登録に最初に取り組み、また構成資産比率が高い和歌山県の知事が会長、奈良、三重両県知事が副会長を務める『世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」登録推進三県協議会』のもと、各県の協議会と、和歌山県の場合はさらに高野、熊野、大辺路の「地域協議会」を置いたが、これらは世界遺産登録の主旨である保存管理のための組織としても位置付けられ、登録後は「登録推進」の文字を外して保存と適切な活用のために機能している。また、構成資産の文化財指定申請や推薦書原案作成等の実務は、三県と市町村の教育委員会が担当したが、幸い登録作業の進捗を滞らせるような不協和音もなく、それは国（文化庁）の指導を始め、「世界遺産」への漠然とした期待が、追い風として働いた結果である。

さて、世界遺産は文字通り「比類なきもの」であるから、登録作業の効率もまた比較判定のしようがない。従って、「完全性」に基づき「構成資産目録」を組み立て、例えば推薦書完成までに要する日数を割り出してみても、それが正確かどうかは保証の限りではない。また、結果として三県が投入した人員や資金の量と質、タイミングが適切であったかどうかも明確ではないし、倍の投資をすれば単純に日数を半減できたかというと、そうとも言い切れない。というのも、「紀伊山地の靈場と参詣道」の登録には、2004年の6月というリミットが設けられていたためで、2003年というのは無理としても、なぜ2005年以降ではいけなかったかという理由は、当時の和歌山県知事に聞いていただきたい。

それはともかく、結果として、リミットが設けられたおかげで、構成資産の文化財指定保護は加速した。その一方、指定同意の増加を気長に待てば、もう少し多くの範囲を世界遺産に含められるはずという意見もあった。しかし、30年ほど前の紀伊半島においては、文化財や自然、伝統が今日よりもはるかに良好に保たれていたにもかかわらず、その後、多くが放置され、消えていったという「実績」を、我々は忘れてはいなかった。また、白

状すると、基礎を固めないで事を急げば、将来何かと面倒な課題を生むことになることを、ある程度は覚悟していたのである。

3 世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」の抱える課題

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」の抱える課題の最たるもの、それは一口に言って資産価値の理解が進まないことで、それこそ保存管理に支障をきたし、不適切な活用を助長する根本的要因である。

昨年の秋、鞆の浦を訪問するグスタボ・アロウズ会長ほか20数名のICOMOSの専門家を熊野三山に案内する機会があったが、中に「紀伊山地の靈場と参詣道」が世界遺産に登録された理由が現地を訪れてすぐに実感できた、という人があった。日本あるいは海外の世界遺産は一目で把握できるような壮大な建造物や記念工作物が多いが、紀伊山地にある建造物は三靈場に分散しているうえ、国宝も少ない。それもそのはず、紀伊山地の場合は、信仰の起源をなした特徴的な自然と社寺の建物・境内が一体となって形成している「文化的景観」にこそ、比類のない価値が認められるからである。

但し、この「文化的景観」は、神道、修驗道、仏教と密接に関連するため、それぞれの信仰の、特に起源を知ることが必要であるが、そのためには信仰の足跡を直接証す仏像や経典、考古遺物等について、相当な知識を持ち合わせていなくてはならない。しかし、大学生などを見る限り、今日の教育体系では歴史の「基礎知識」を身につけることさえ難しいようである。

因みに、知識を身につけるとは、言い換えれば心眼ならぬ「頭脳の眼」を持つということであるが、パソコンにデータを入力するように簡単にいかないのは周知の通りである。また、全体が物理的に見えないことは、構成資産相互の関係や、基盤となっている紀伊山地との関係が直接的に認識できないことを意味し、まことに厄介である。つまり「百聞は一見にしかず」で言う「一見」の効果が全く期待できないわけで、実は世界遺産登録前後から飛躍的に増加したおびただしい観光客のほとんどは、

頭脳の眼も持ちあわせず、木を見て森を見たと錯覚して帰っているとさえ言えるのである。バス・ツアーで世界遺産の熊野参詣道を語り部の案内付きで歩いた人が「ウチの裏山の山道と変わらねえ」と言ったそうである。

こうした状況が団体旅行客なら仕方がないで済むが、管理団体である市町村や社寺の職員がそうであってはならない。和歌山県では教育長が登録前から関係市町に向いて専門職員の配置を指導（？）して回ったが、合併を見越してか市町村の反応は芳しくなかった。

また、世界遺産に対する不見識な行為や悪質な悪戯も各地で報告されているが、和歌山県では、神社境内の樹木に「除草剤」が注入されたり、熊野参詣道のシンボル的な石造物の首が折り盗られる事件があり、県と市がそれぞれ告発している。一方、三重県では熊野参詣道沿道の山林主が森林作業に支障をきたすということで立木に抗議の文言をペンキ書きし、新聞、テレビでも大きく報道された。

以上のような状況であるから、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の比類のない価値が人類にいかなる恩恵をもたらすか、という世界遺産本来の主旨の周知にはほど遠い状態で、世界へ向けての情報提供も、ほとんどユネスコ任せである。

このように、登録準備段階から予測され、5周年を経てなお克服できない課題は多い。その中でも年ごとに深刻化している問題が、世界遺産所在地域に住む人々と「文化的景観」を支える景物の「高齢化」である。

ICOMOSのアロウズ会長は、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録5周年記念フォーラムで、世界遺産登録の目的は保存で観光開発ではないと、何度も念を押されていたが、過疎を防ぐ間接的効果を期待するのは、必ずしも悪いことではなかろう。それよりも問題なのは、世界遺産に登録された地域の人々の加齢が進むことにより、霊場を支えてきた社会そのものが弱体化し、例えば霊場固有の伝統行事や技能の保持が難しくなる、というようなことで、すでに地域外の人数を頼みにするしかない所も出てきている。

また、「紀伊山地の霊場と参詣道」の霊場では、有史以前もしくは古代に神仏のより代として信仰を喚起した自然の景物が、今日もなお崇敬の対象となっているが、それらも確実に加齢している。

例えば、熊野参詣道の一部である那智山大門坂では、樹齢800年から500年の杉並木と苦むした石畳道が、典型的な文化的景観を形成しているが、昨年の台風被害を機に音波による樹木診断を実施したところ、基部に空洞があるものが過半を占め、大型台風の直撃を毎年受けば十年保たないことが判明している。また、熊野三山の一つ新宮の熊野速玉大社の背後には、熊野権現降臨の地と伝えられ、神武東征譚にも「天磐橋」と記される熊野酸性火成岩の山塊「権現山」があるが、近年、風化による落石が麓の住宅地を直撃したこともあり、大規模な防災工事が計画されている。

このように、「紀伊山地の霊場と参詣道」の「文化的



熊野参詣道 大門坂（那智勝浦町）



霊場熊野三山 熊野本宮大社（田辺市）

「景観」は、安定不变のものとしてあり続けるように錯覚しがちであるが、地域社会にしろ、樹木や山にしろ、加齢による変化からのがれるすべはなく、また人間にたとえればそれが何歳ぐらいの状態にあるのかも明確ではないため、場当たり的な対応しかできていない歯がゆさがある。さらに、時間の流れを堰き止めることが不可能である限り、「顕著な普遍的価値」の長期的かつ効果的な保全対策が必要となるのは明白であるが、保護のための基金等を登録前からでも準備、構築してこなかったことも、悔やまれる。

因みに、和歌山県では「世界遺産緊急保全対策事業」として、管理団体である社寺、市町が行う維持管理や災害復旧、小規模修理など、国庫補助の対象になりにくく、緊急対応をするものについて50%補助を実施しており、きめ細やかなケアの持続に一定の効果は上げている。

4 世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」からのメッセージ

さて、以上が世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」が登録前から辿ってきた足跡と課題のあらましであるが、この世界遺産は多様な要素を含むだけに、他の世界遺産登録地が抱えている課題と、どこか重なる部分もある。また、世界遺産登録を目指す地域にとって、登録されてから後手を引かないように今から何をしておくべきかを考える足しにもなるであろう。

ただ、経験者として、ひとつ言えることとして、資産が広範囲に及ぶと、同意書を揃える手間が面倒ということもあるが、何よりも資産の「お守り」が想像以上に大変になるということである。それに関連して、「紀伊山地の靈場と参詣道」の場合、その多様な構成資産に応じた「詳細な保存管理計画」を登録後2年以内に策定・提出することを求められ、第30回世界遺産委員会で承認されている。しかし、「保存管理計画」はテキストとして大切ではあるが、実際の保存管理には、伝統的な技術を保持した人手や檜皮のような特殊な修理材料の確保など、具体的な手立てが必要になる。

例えば「紀伊山地の靈場と参詣道」の場合、原状が良

好に保たれ、厳密な真実性が認められる参詣道（コア・ゾーン）が300kmを越え、さらにそれらの間の舗装・拡幅区間（史跡指定外、バッファ・ゾーン）をも加えると、総延長は実に500kmを越えるが、世界遺産を保存管理することとは、普段でも雨が多くまた台風の通り道でもある紀伊山地のこの山岳路（及び周囲の景観）を365日守り続ける、ということなのである。

登録1年前の2003年の秋、雨降りしきる紀伊山地を訪れたICOMOSの調査員ファン・キーウォンソウル大学教授は、雨の多い地域で参詣道が千年以上も保たれてきたことについて、説明を求めた。地質、地形によるほか、公的資金や関税（通行料）を元手に、地域の人々がきめ細やかな維持管理を続けてきた成果、とお答えして納得していただいたが、推薦書添付のビデオテープにも、地元ボランティアによる石畳道の清掃シーンを収録した。

さて、聞くところによると、「四国八十八ヶ所靈場と遍路道」では、八十八ヶ所の靈場は当然ながら、それらを結ぶ道1,400kmもの遍路道が構成資産に含まれているそうである。しかも靈場の所在地は山中あり市街地ありで、遍路道もまた古道然としたところから拡幅、舗装され自動車が行き交うようなところまで、多種多様と聞いた。また、四県のほか、関係する市町村は一体いくつになるのか、数えはじめて断念した。

一つの文化遺産の登録推進に際して、おそらくは「お接待」の精神のおかげで強固な連携が保たれているのであろうが、それが乱れると、例えれば「一連の念珠」として、維持管理が難しくなるだけでなく、完全性というよりも、存在感そのものが薄れてしまうことになる。

確かに、四国遍路、巡礼、弘法大師という言葉のリンクは、或る年齢以上の日本人の頭の中にはあると思われる。しかし、勿論それだけでは世界遺産に登録することはできない。また、「完全性」や「真実性」の証明、「登録基準」への該当性、類似遺産との比較は、どのような文化遺産でも、それなりに記述はできるものである。重要なポイントは、具体的な「モノ」として存在感が示せるかどうかで、特に「数で勝負」という要素もある遺産の場合、それらが「一連の念珠」であることを明確に印

象付けることが肝要である。後は、その念珠に自己評価通り「顕著な普遍的価値」が認められるかどうかで、その登録可否の責任の大半は、実は現在の関係者、担当者ではなく、最初に手を挙げた人にこそある。というのも、例えば「四国八十八箇所霊場と遍路道」が磨けば光る玉なのか石ころなのか、本質的価値を今更上積みすることはできないからである。できることとすれば、和歌山県が文化庁、ユネスコと共に共催した「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」のように、関連する分野の国際学術会議を開催して認知度を高めるぐらいが関の山であろう。

すなわち「四国八十八箇所霊場と遍路道」のうち、片手程度の場所しか訪れたことがないので説得力に欠けること甚だしいが、「顕著な普遍的価値」の輝きを放つ文化遺産が詰め込まれた世界遺産の宝石箱に、四国の「一連の念珠」がすんなり収められるかどうかは、微妙としか言えない、というのが本音である。



熊野参詣道 繼桜王子（田辺市）

Profile 小田 誠太郎（おだ せいたろう）

- 和歌山県教育委員会文化遺産課 課長補佐兼世界遺産班長
 1979 神戸大学大学院修士課程修了
 1981 和歌山県立博物館学芸員
 2000 和歌山県世界遺産登録推進室主任（登録推薦書作成担当）
 2005 教育委員会文化遺産課 世界遺産班長
 2007 現職

論文

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」構成資産目録

構成資産		種別	指定年月日	新規 年代	所在県
1 靈場 吉野・大峯	A 吉野山	遺跡・景観	1924.12. 9	(有史以前)	奈良
	B 吉野水分神社	遺跡	1924.12. 9	(有史以前)	
	吉野水分神社社殿	記念工作物	1901. 3.27	1604	
	C 金峯神社	遺跡	2002.12.19	☆ (有史以前)	
	D 金峯山寺	遺跡	1924.12. 9	12C	
	金峯山寺本堂	記念工作物	1953.11.14	1592	
	金峯山寺二王門	記念工作物	1953.11.14	1456	
	金峯山寺銅鳥居	記念工作物	1942.12.22	15C半	
	E 吉水神社	遺跡	1924.12. 9	12C	
2 靈場 熊野三山	吉水神社書院	記念工作物	1915. 3.26	15C前半	和歌山
	F 大峰山寺	遺跡	2002.12.19	☆ 8C初	
	大峰山寺本堂	記念工作物	1973. 6. 2	1703	
	A 熊野本宮大社	遺跡	2002.12.19	☆ 1891	
	熊野本宮大社社殿	記念工作物	1995.12.26	1801—1807	
	熊野本宮大社日社地大斎原	遺跡	2000.11.02	☆ (有史以前)	
	備崎経塚群	遺跡	2002.12.19	☆ 12—14C	
	B 熊野速玉大社	遺跡・景観	2002.12.19	☆ (有史以前)	和歌山・三重
	熊野速玉神社のナギ	天然記念物	1940. 2.10	(樹齢800年)	
3 靈場 高野山	C 熊野那智大社	遺跡・景観	2000.11. 2	☆ (有史以前)	和歌山
	熊野那智大社社殿	記念工作物	1995.12.26	1853	
	D 青岸渡寺	遺跡	2000.11.02	☆ (5C前半)	
	青岸渡寺本堂	記念工作物	1904. 2.18	1590	
	青岸渡寺宝篋印塔	記念工作物	1953. 3.31	1322	
	E 那智大滝	景観	1972. 7.11	(有史以前)	
	F 那智原始林	景観	1928. 3. 3	(有史以前)	
	G 補陀洛山寺	遺跡	2000.11. 2	☆ (5C前半)	
	A 丹生都比売神社	遺跡	2002.12.19	☆ (有史以前)	
4 参詣道	丹生都比売神社本殿	記念工作物	1965. 5.29	1306 1469 1715 1901	奈良・和歌山
	丹生都比売神社樓門	記念工作物	1908. 4.23	1499	
	B 金剛峯寺	遺跡・景観	1977. 7.14	816	
	〈伽藍地区〉	遺跡	1977. 7.14	816	
	剛峯寺山王院本殿	記念工作物	1965. 5.29	1523	
	金剛峯寺不動堂	記念工作物	1952. 3.29	1198	
	〈奥院地区〉	遺跡・景観	1977. 7.14	835	
	金剛峯寺奥院経蔵	記念工作物	1922. 4.13	1599	
	佐竹義重靈屋	記念工作物	1965. 5.29	1599	
4 参詣道	松平秀康及び同母靈屋	記念工作物	1965. 5.29	1604 1607	和歌山
	上杉謙信靈屋	記念工作物	1965. 5.29	17C前期	
	〈大門地区〉	遺跡	1977. 7.14	12C	
	金剛峯寺大門	記念工作物	1965. 5.29	1705	
	〈金剛三昧院地区〉	遺跡	2002. 9.20	☆ 1211 1223	
	金剛三昧院多宝塔	記念工作物	1952.11.22	1223	
	金剛三昧院経蔵	記念工作物	1922. 4.13	1223	
	金剛三昧院四所明神社本殿	記念工作物	1965. 5.29	1552	
	金剛三昧院客殿及び台所	記念工作物	1965. 5.29	17C前半	
4 参詣道	〈徳川家靈台地区〉	遺跡	2002. 9.20	☆ 1641	奈良
	金剛峯寺徳川家靈台	記念工作物	1926. 4.19	1641	
	〈本山地区〉	遺跡	1977. 7.14	1592	
	C 慈尊院	遺跡	1977. 7.14	9C前半	
	慈尊院弥勒堂	記念工作物	1965. 5.29	14C	
	D 丹生官省符神社	遺跡	1977. 7.14	9C前半	
	丹生官省符神社本殿	記念工作物	1965. 5.29	1517 1541	
	A 大峯奥駈道	遺跡・景観	2002.12.19	☆ 8C初	奈良・和歌山
	仏經嶽原始林	景観	1922.10.12	(有史以前)	
4 参詣道	オオヤマレンゲ自生地	景観	1928. 2. 7	(有史以前)	奈良
	玉置神社境内	遺跡・景観	2002.12.19	☆ (有史以前)	
	玉置神社社務所及び台所	記念工作物	1988. 1.13	1804	
	B 熊野参詣道	遺跡・景観	2000.11. 2 2002.12.19	☆ 10C前半以前	和歌山・奈良・三重
	中辺路	遺跡・景観	2000.11. 2 2002.12.19	☆ (有史以前)	和歌山・三重
	〈湯峯温泉〉	遺跡・景観	2000.11. 2	☆ (有史以前)	和歌山
	〈熊野川〉	遺跡・景観	2002.12.19	☆ (有史以前)	和歌山・三重
	小辺路	遺跡・景観	2002.12.19	☆ 1573以前	和歌山・奈良
	大辺路	遺跡・景観	2002.12.19	☆ 8C	和歌山
4 参詣道	伊勢路	遺跡・景観	2002.12.19	☆ 10C後半以前	三重・和歌山
	〈七里御浜〉	遺跡・景観	2002.12.19	☆ (有史以前)	
	〈花の窟〉	遺跡・景観	2002.12.19	☆ (有史以前)	三重
	〈熊野の鬼ヶ城附獅子巖〉	遺跡・景観	1935.12.24 1958. 6.24	(有史以前)	
	C 高野山町石道	遺跡・景観	1977. 7.14 1997. 3. 6	9C前半	和歌山

(☆印 世界遺産登録に関する新規指定文化財)